

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

本県では、新病院を東区二葉の里地区に整備することとしており、現在の県立広島病院（南区宇品神田）は、令和 12 年度を目途に新病院に移転・統合することを検討している。

令和 5 年 9 月に策定した「県立広島病院跡地活用の方向性」においては、必要な「医療」「介護」「福祉」サービスを受けることができる体制を整えること、防災体制の充実強化、「賑わい」「健康づくり」「子育て」等の機能整備を検討することとしている。この実現に向けて、更なる検討・整理を行うことを目的とする。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 予算額

5,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和 8 年 10 月 19 日（月） 午後 4 時

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和 8 年 10 月 21 日（水） 午後 4 時

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和 8 年 10 月 22 日（木）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

ア 提案書提出場所

広島県健康福祉局医療機能強化推進課

イ 提案書提出期限

令和 8 年 10 月 26 日（月） 午後 3 時

(5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

ア 公募型プロポーザル参加希望者は、機密データの保存等に関する申出書を申請書に添付しなければならない。

イ 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

エ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(6) 仕様書等について

ア 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2 (2) 仕様書等に対する質問書提出期限」までに、

書面により提出すること。

イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(7) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記の通知を受けた者は、広島県健康福祉局医療機能強化推進課に対してその理由説明を求めることができる。

ウ この説明を求める場合は、令和8年11月4日（水）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

エ 上記に対する回答は、令和8年11月5日（木）までに、書面により行う。

(8) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(9) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(10) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(11) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(12) 提出された提案書について

ア 提出された提案書は、返却しない。

イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり

(4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

(1) 公告の写し

(2) 公募型プロポーザル説明書（様式集）【様式1～5】

(3) 提案書作成要領

(4) 評価基準

- (5) 仕様書
- (6) 業務委託契約書（案）

【問い合わせ先】

広島県健康福祉局医療機能強化推進課 担当 柚木
電話 082-513-3086（ダイヤルイン）